

# 定 款

一般社団法人 群馬県信用金庫協会

# 一般社団法人群馬県信用金庫協会定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県信用金庫協会（以下「本会」という。）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 本会は、群馬県内にある信用金庫の健全なる進歩発展を図る事業を行い、もって地域社会の繁栄に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員信用金庫の業務の改善及び発展を図るための調査、研究に関すること。
- (2) 関係官庁その他機関との連絡に関すること。
- (3) 会員信用金庫相互の緊密なる連絡、提携を図るための共同事業に関すること。
- (4) 会員信用金庫職員の教育訓練及び体位向上に関すること。
- (5) 会員信用金庫職員の福利厚生に関すること。
- (6) 公益を目的として行う群馬県内の児童の健全な育成に資するための支援事業
- (7) その他、本会の目的達成のため必要と認められる事業

## 第3章 会 員

### (法人の構成員)

第5条 本会は、群馬県内に主たる事務所を有する信用金庫であって、次条の規定により本会の会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第 6 条 本会の会員となることを希望する信用金庫は、所定の入会申込書に所要事項を記載し、当該信用金庫の代表理事が記名押印のうえ、会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

### (資格取得の通知)

第 7 条 前条の承認を得た信用金庫が加入金を完納したときは、会長は申込書記載事項を会員名簿へ登録し、これを全会員に通知しなければならない。

2 入会申込信用金庫は、会員名簿への登録によって、会員資格を取得する。

### (経費の負担)

第 8 条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

### (登録事項の変更)

第 9 条 会員は、会員名簿の登録事項に変更を生じたときは、1週間以内に書面をもって、会長に通知しなければならない。

2 会長は、前項の通知により会員名簿の登録事項を変更し、これを全会員に通知しなければならない。

### (任意退会)

第 10 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

### (除 名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の信用を失墜し、又は違法の行為があったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の決議をしようとするときは、あらかじめその会員に対し弁明の機会を与えなければならない。

### (会員資格の喪失)

第 12 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第8条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 信用金庫の資格を喪失したとき。
- (3) 第5条に規定する資格を喪失したとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき。
- (5) 解散又は合併により消滅したとき。

ただし、営業継続の目的で新信用金庫を設立した場合は、この限りでない。

- (6) 全会員が同意したとき。

2 前項第5号ただし書の場合には、第9条の規定を準用する。

(資格の喪失の通知)

第13条 会員がその資格を喪失したときは、会長は会員名簿にその事由及び年月日を記載し、これを全会員に通知しなければならない。

(権利義務)

第14条 会員がその資格を喪失したときは、本会に対するすべての権利を失うとともに、義務を免れるものとする。

## 第4章 総 会

(構 成)

第15条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第16条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 每事業年度の事業計画及び収支予算
- (2) 每事業年度の事業報告及び収支決算
- (3) 新たに会員となった者の加入金の額
- (4) 会員の除名
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) 役員の報酬等の額
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第17条 総会は、定期総会として毎年度5月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招 集)

第18条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、総会を開催しようとするときは、総会の日の1週間前までに、日時、場所及び会議の目的事項を全会員に書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない会員が書面によって議決権を行使

することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とし、これを行使する者は、会員信用金庫の代表理事に限るものとする。

- 2 総会に出席しない会員は、第18条第3項の規定により、あらかじめ通知のあった事項について、議決権の代理行使又は書面による議決権の行使をすることができる。
- 3 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(決議)

第21条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長は、あらかじめ指名した会員とともに、前項の議事録に、記名押印のうえ、これを、総会の日から10年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

## 第5章 役員

(役員の設置)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上6名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうちそれぞれ1名を会長、副会長とし、これ以外の理事のうち1名を常務理事とする。

- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、会員信用金庫の代表理事又は学識経験者から総会の決議によって選任する。

- 2 理事会は、その決議によって、理事の中から、会長1名、副会長1名及び常務理事1名を選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 役員に欠員を生じたとき又は前条に定める役員の員数を欠くこととなったときは、総会において補欠の役員を選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員にはその対価として報酬等を支給することができる。この場合において、報酬等の額は、総会において定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 規則及び規程等の制定、変更及び廃止に関する事項
- (4) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(委員会)

第36条 理事会の下に委員会を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

3 委員会は、次に掲げる事項を行う。

(1) 本会の業務運営の年間計画案を策定し、理事会に提出すること。

(2) 本会の毎年度の収支予算案策定に係る所要見込額を作成し、理事会

に提出すること。

- (3) その他、本会の業務推進について、理事会が必要と認めた事項
- 4 委員会の委員は、理事会において選任し、及び解任する。
- 5 委員会の運営に関する細則は、理事会において定める。

## 第7章 事務局

### (事務局)

- 第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設け、職員として事務局長1名及び事務員若干名を置く。
- 2 職員の任免は、会長が行う。
  - 3 職員は、会長の命令を受け、業務執行理事である常務理事の下に、第4条に規定する事業に関する事務を処理する。
  - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

## 第8章 資産及び会計

### (資産の構成)

- 第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- (1) 別紙財産目録記載の財産
- (2) 加入金、経費分担金及び特別分担金
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 寄附金品
- (5) その他の収入

### (資産の種類)

- 第39条 資産は、基本財産と通常財産とに分け、その内容は次のとおりとする。

- (1) 基本財産
  - イ 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - ロ 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (2) 通常財産
  - 基本財産の元本以外の財産

- 2 本会の経費は、通常財産をもって支弁する。
- 3 基本財産は、これを消費し又は抵当権その他の物権設定のために供してはならない。  
ただし、事業遂行上、やむを得ない事由があるときは、総会の決議を経て、その一部に限りこれを処分することができる。

### (資産の管理)

- 第40条 本会の資産は、理事会の決議を経て、別に定める方法により会長がこれ

を管理する。

(経費の分担等)

- 第41条 会員は、この定款の定めるところにより加入金、経費分担金及び特別分担金（以下「経費分担金等」という。）を負担しなければならない。
- 2 会員は、すでに負担した経費分担金等については、理由のいかんを問わず、その返還を請求することはできない。

(加入金)

- 第42条 理事会の承認を経て、新たに会員となることとなった者の加入金の額は、総会で決定する。
- 2 前項の加入金は、入会の通知を受けた日から1週間以内に払い込まなければならない。

(経費分担金)

- 第43条 会員は、経費分担金として、その年度の前年度2月末における会員信用金庫の預金量割と均等割との合計額を、毎年4月及び9月の2回に分割して負担するものとし、その割合及び金額は、総会で決定する。
- ただし、納期後、資格を取得した会員の経費分担金は、その資格を取得した月から当該会計年度末までの月割り計算によるものとし、資格を取得した日から1か月以内に負担しなければならない。

(特別分担金)

- 第44条 会長は、本会の業務運営上、必要と認めたときは、総会の決議を経て、特別分担金を徴収することができる。
- この場合における金額、負担方法等については、総会の決議によるものとする。

(事業年度)

- 第45条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第46条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。
- これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

- 第47条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
  - (6) 財務諸表に対する注記
  - (7) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿

(剩余金)

第48条 本会は、剩余金の分配を行うことができない。

## 第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が、前条の規定により解散し、清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、群馬県において発行する上毛新聞に掲載する方法による。

## 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本会の最初の会長は、横山 昇一とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第45条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 一般社団法人に移行前の特例民法法人に属した会員及び一切の権利義務は、これを承継する。
5. 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、その年度当初に定めたところによる。

## 附 則（平成25年3月14日変更）

変更後の定款は、総会決議の日（平成25年3月14日）から施行する。

## 附 則（平成26年9月11日変更）

変更後の定款は、総会決議の日（平成26年9月11日）から施行する。